

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係法令の整備に関する内閣府令案
に関する意見募集の結果について

令和7年3月31日

こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁成育局保育政策課

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係法令の整備に関する内閣府令案」について、令和7年1月22日（水）から令和7年2月21日（木）まで御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	妊婦支援給付金の申請にあたり、記載すべき内容をもう少し減らした方がいいと思う。 年齢や職業、医師名は不要でいいと思う。わざわざ、妊娠届に記載する内容と合わせる必要はないと思う。 胎児の数の届出は出産後にするように規定した方が現行制度と整合性が取れるのではないか。	妊婦支援給付金の申請にあたっては、提出を要する書類を可能な限り削減する観点から、記載事項について、妊娠届の項目を踏まえて設定したものです。本府令案においては、妊娠届と併せて行う場合又は既に妊娠届を提出している場合には、「妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告」を除いて記載することを要しないことを規定しています。 また、胎児の数の届出については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「改正子子法」という。）第10条の3において、妊婦のための支援給付を行うに当たって、妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせるよう努める旨が規定されているところ、当該事業として行われる面談について、妊娠届の提出時のほか、出産前にも行っていただくことが望ましいことから、出産予定日の8週間前から届け出ていただくこととしたものです。
2	妊婦給付認定は日本国籍を有する人以外には適用しないでもらいたい。	改正子子法第10条の8において、妊婦のための支援給付は、妊婦であって、国内に住所を有

		する者に対して行うものとされており、法律に規定のない要件を府令において規定することはできません。改正子子法の趣旨に則り、制度の適切な運営に努めてまいります。
3	胎児の数の届出について、出産予定日の8週間前の日以降となっているが、死産や流産となる可能性もある。死産や流産の時に、給付金の申請はしたくないと思う。妊婦の感情に配慮し、妊娠届出を胎児数の届出としてほしい。また、妊婦のための給付金とするなら、一括でもらえるほうが助かるし、2度申請する必要もない上、事務上も手間がかからないのではないか。	改正子子法第10条の9及び第10条の13第1項において、妊婦のための支援給付を受けるためには、妊婦給付認定の申請と、胎児の数その他内閣府令で定める事項の届出を行わなければならないとされており、妊婦給付認定の申請が出産予定日8週間前の日以降に行われる等の場合を除き、一度に申請と届出を行うことは想定されません。当該手続きは、死産又は流産の場合であっても同様です。
4	胎児の数の届出は、法の趣旨から面談と組み合わせて行うことが示されています。 一方、胎児の数の届出時期となる妊娠8か月頃に実施する面談については、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」において希望面談としているところです。 このため、法の趣旨から妊娠8か月頃面談は希望制ではなく、必須となるのでしょうか。 上記において、妊娠8か月頃面談が希望制でも良いとした場合、面談をした者としなかった者で、制度案内の有無が生じることとなります。このため、現行制度と同様に、面談機会の可能性が高い「乳児家庭全戸訪問」の際に胎児の数の届出の案内をすることが妥当であると考えます。	改正子子法第10条の3において、妊婦のための支援給付を行うに当たって、妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせるよう努める旨が規定されています。 妊婦等包括相談支援事業における面談については、本府令案において、「婦給付認定の申請時、出産前及び出産後の適切な時期」の3回を規定しています。また、妊娠後期における面談の重要性をふまえ、胎児の数の届出を、出産予定日の8週間前の日以降に行うこととしています。

		なお、改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 の 3 において、市町村は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業又は妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならないとされているところであり、「乳児家庭全戸訪問」事業において、妊婦等包括相談支援事業の面談を兼ねる取扱いとすることは考えられます。
--	--	---

その他 7 件、今回の改正とは関係ないご質問等をいただきました。